

平成24年度第2回向日市地域包括支援センター運営協議会 議事要点録

- 日 時 平成25年2月12日(火)午後2時から午後3時10分まで
 - 場 所 向日市福祉会館 大会議室
 - 出席委員 八木橋慶一委員、鈴木博雄委員、坂根克守委員、籠谷康委員、疋田定男委員、高桑稔委員、木下博史委員、安田有里委員
 - 傍聴者 なし
 - 内 容 以下のとおり
-

議 事 (要約)

1 開会挨拶

2 平成25年度地域包括支援センター運営方針について

資料1「向日市地域包括支援センター運営方針(案)」に基づき、事務局から説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、地域包括支援センターの運営方針を定めることについて協議されました。

【意見の要旨】

委 員： 3か所になることによって、地域包括支援センターの職員構成はどのようになるのですか。

事務局： 地域包括支援センターに配置すべき基本職種である「保健師または地域活動の経験のある看護師」1名、「主任介護支援専門員」1名、社会福祉士1名の計3名が各地域包括支援センターに配置されることとなります。

委 員： 現在は1か所に7名の職員が配置されているのですね。

事務局： 現行の職員体制は、基本の3職種に加え、センター長兼介護支援専門員が1名の4名が地域包括支援センター業務全体を担う基本の職員となります。他に、事務職員1名と介護予防ケアマネジメント業務のみを行う介護支援専門員2名が配置されており、これらの人員を合わせると7名となります。

委員： 3か所の地域包括支援センターにおいても現行と同様の職員体制となるということですか。

事務局： 職員配置については、基本となる3職種を各1名配置し、合計3名を1か所あたりの職員体制としております。

委員： 地域包括支援センターに3名ずつの職員配置は確定しているのですか。

事務局： はい、基本3職種を1名ずつ配置することは決まっています。

委員： 現在の地域包括支援センターの職員は現行のままですか。

事務局： 基本とする職員体制は3名ですが、他の職種や職員配置については未定です。3か所の地域包括支援センターに配置すべき3職種を各1名ずつ配置し、現行の3名から9名に拡大を図ります。

委員： 市域を3分割され、各担当区域は、高齢者人口の分布などを考慮して決められたと思いますが、これから開発される地区には多くの住宅などが建築され、人口増が予想されますが、人口増に対する見込みは想定されていますか。

事務局： ある程度の高齢者人口の増加などは見込んでおりますが、人口分布の変化などに対応して、適時、担当区域の見直しは考えています。

委員： 各地域包括支援センターにおいて、十分な体制がとれていないと大変なことになると思います。4月から新しい地域包括支援センターですぐに相談等の対応ができるのでしょうか。

事務局： 現行の業務の引き継ぎについては、委託先法人3者と市で協議し、実務担当者レベルで引き継ぎの検討を開始しています。4月から新設の地域包括支援センターでも通常の相談等の業務を行えるよう体制を準備しています。

会長： その他、何かご意見はありませんか。

それでは、この運営方針案を「向日市地域包括支援センター運営方針」とすることに、ご異議はありませんか。

特に、ご異議が無いようですので、今回、提示された方針案を「向日市地域包括支援センター運営方針」とすることといたします。

今後、市が地域包括支援センター設置を法人等に委託する際などには、この運営方針を基に事業の運営方針を示し、適正な地域包括支援センターの運営に努めていただきたいと思います。

3 向日市地域包括支援センター増設について

事務局から資料3「向日市地域包括支援センター運営要領（概要）」に基づき、委託予定先と増設に関する準備を進めている旨の状況説明を行い、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、地域包括支援センターの増設について協議されました。

【意見の要旨】

委員： 在宅介護支援センターはなくなり、代わりに地域包括支援センターになるということですか。

事務局： 在宅介護支援センター2か所を地域包括支援センターに移行し、3か所の地域包括支援センターを設置します。

委員： 在宅介護支援センターは地域包括支援センターと何が違うのですか。

事務局： 在宅介護支援センターは、総合相談のワンストップ窓口の機能と相談者等を地域包括支援センターへ繋ぐ事が主な役割となります。

委員： 今まで、向日市では地域包括支援センター1か所で、総合相談から権利擁護、介護予防ケアマネジメントなど全ての包括的支援の業務を担っていたが、来年度から3か所に増やし、市域を北、中、南に3分割し、それぞれの地域を担当していくということによろしいですね。そうしますと、人員としても強化が必要かなと思います。現在の職員体制が地域包括支援センターに7名、在宅介護支援センターに3名配置の状況から、3名ずつ3か所の地域包括支援センターに配置して計9名ということであると、人員は増えないこととなります。基本の3職種以外の職員については、今後検討し、各法人で増やされるということですか。

事務局： 現在の地域包括支援センター職員の数につきましては、市が委託している事業における職員数は4名です。在宅介護支援センターには1名ずつ配置し、合計6名が各事業に従事する人員数となります。地域包括支援センターを増設することで、6名から9名になり、事業内容も充実することとなります。基本となる3職種3名以外の職員につきましては、各法人又は事業所により配置される職員となり、市が委託する事業の範囲ではないということとなります。

委員： 地域ケア会議や地域包括支援ネットワークの構築などの関係機関との連携についてですが、今までは1か所で動き易い利点があったと思います。地域包括支援センターが1か所から3か所に分かると、民生委員や地域住民、その他の関係機関との連携はどのようにしていこうとお考えですか。また、地域ケア会議などの会議の持ち方についても教えてください。

事務局： 現在、実施している地域包括ケア体制の構築のための会議や活動は全て継続をし、市域を3分割で担当することにより、より地域との関係性をもち連携体制の充実を図りたいと考えております。4月からしばらくは、現行の地域包括支援センターがリードすることになりますが、3か所の地域包括支援センターが協働して市全体の連携体制の構築を図れるよう進めてまいります。

委員： 利用者がいろいろな所に相談しなくても、ワンストップで相談ができる体制ということですが、ワンストップ窓口の体制が、はたして、1か所に3名でできるのでしょうか。資料3の事業経過をみますと、今年度の相談件数は大幅に増加しています。また、高齢者虐待に関する相談で解決に至った事例は0件となっています。こうした状況になるのは、人手が足りていないからではないでしょうか。できる限り早急に人員体制については充実を図っていただきたいと思います。そうしないと、1か所に相談にいても、また別の場所に相談に行かないといけないという状況になりかねないと思います。地域包括支援センターを1か所から3か所にするという事は、ワンストップで利用者に対応する体制を充実するという事ではないのですか。

事務局： 只今、ご指摘いただきましたとおり、平成23年度に比べて平成24年度は相談件

数が大幅に増えています。現在は相談及び支援を行う業務を4名で対応しており、他の3名は別の業務に従事している状況です。4名の職員でほとんどの包括的支援事業業務を行うため、各職員は多忙を極めているのが実情といえます。来年度から3か所に基本となる3職種が1名ずつ配置され、合計9名の体制となります。また、現在は1万2千人強の高齢者に対し1か所の地域包括支援センターで対応していますが、市域を3分割することで、高齢者約4千人に対して1か所の地域包括支援センターが対応することとなり、支援業務内容の充実が図れるものと考えています。今年4月の開設までには、業務内容と利用者等の情報などを整理して引き継ぐ作業を終え、4月1日から新規設置した地域包括支援センターにおいてもワンストップで利用者からの相談が受けられる体制を目指して準備を行っています。

委員： 関係法令に基づき、高齢者数にあわせて、地域包括支援センターの設置箇所を3か所にするという事ですね。隣の長岡京市は1か所の地域包括支援センターと複数のブランチセンターという体制です。向日市の5万人から6万人までの人口規模で、市域をどんどん分割してよいのかという疑問もあります。また、今までは1か所で行っていたケアマネジャーやホームヘルパーの連絡会など市内の事業所間の連携調整などもされていたが、今後はどのようになるのでしょうか。3つに分かれた場合、利用者が住んでいる地域以外の地域包括支援センターを利用する場合や、圏域外のサービスを利用する際などの連携体制が、難しくなるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 地域ケア会議など地域や関係者との連携方法については、既に委託予定先の3法人与具体的な実施方法について検討を始めています。地域包括支援センターが行う他の業務につきましても、現行どおりの内容で継続する方向で引き継ぎ作業を行っていきます。地域連携に関する会議などは、3つの地域包括支援センターで協働又は持ち回りのような形式で現行どおりの内容を継続する予定です。

また、3つになることで、利用者が地域包括支援センターや介護サービスの利用に際して不便が生じたり、各サービス間の連携が悪くなったりの状況にならないよう、地域包括支援センター間での連携を強化し、利用者が困ることのないような体制づくりを進めています。

委員： 各地域包括支援センターの担当地区以外の住民が相談に行くと断られるということはないんですか。

事務局： 決してそのようなことはありません。どの地域の方がどの地域包括支援センターに相談されても、一旦はその地域包括支援センターで相談を受け、その後に担当地区の地域包括支援センターと連携し、協働することにより、利用者に負担のかからないように支援することを考えています。

委員： 相談する地域包括支援センターを利用者が選べるということですね。では、担当地域を広報される際には、どのセンターでも相談を受けることができる旨の内容を示していただくようお願いします。

事務局： 広報する際には工夫したいと思います。

会長： 担当地域については一定の目安と考えて良いわけですね。

事務局： はい。あくまで基本となる担当地域という位置づけです。

委員： 地域住民の立場から考えた場合、3つに分かれてもどの地域包括支援センターが自分の地区の担当なのかは分かりにくいと思います。やはり、民生委員さんや事業所の方などの関係機関への周知を行うことも検討していただきたいと思います。また、地域に地域包括支援センターがどのようにアピールするかも重要だと考えます。地域ケア会議などにおいて、事例の検討だけではなく、地域連携により、解決していく体制づくりをめざした活動をしていただきたいと思います。

会長： 地域包括支援センター間の連携を密にして、適正な運営がなされるような体制づくりに努めていただきたいと思います。

事務局： 地域包括支援センターが3か所になることにより、ますます連携が重要になると考えています。今後は、3つの地域包括支援センター間での連携・協働の方法を検討し、具体的な連携体制を構築していきたいと思います。

4 平成24年度向日市地域包括支援センター事業報告について

資料3「平成24年度地域包括支援センター事業経過報告」を参考資料として、事務局から地域包括支援センターの事業経過を説明し、その後、意見交換が行われ、地域包括支援センター事業について協議されました。

委員： 高齢者虐待に関する相談件数ですが、平成23年度は76件、24年度は12月の時点で208件、約3倍の急増です。しかも、解決したケースは0件となっています。そのうち、新規のケースは13件、昨年度は11件です。ということは同じ人から繰り返しの相談があるということです。解決できない困難な事例も多いと思いますが、このような事について、どのような対応をしておられるのかということが一つ。

もう一つは、成年後見制度に関する相談件数についてです。平成22年度は799件でしたが、平成23年度は1,316件、平成24年度は9か月間で1,265件となっています。成年後見制度に関する相談についても増加の傾向です。

過日、市民の方など何人かの連名で成年後見制度についての質問書が市に提出されていますね。それは、どのような内容なのか、また、それに対して市としてどのような回答をされるのかをお聞かせください。確か、介護保険が創立された際、介護保険制度と成年後見制度は車の両輪だと言われていたと思います。相談件数も急増し、なおかつ解決が困難な状況というのは、いったいどこに問題があるのかを検証しなければいけないと考えますが、いかがですか。

事務局： ご指摘のとおり、高齢者虐待の相談件数は急増しております。解決件数に関してですが、何をもちょう解決とするかの判断基準がむずかしく、それぞれのケースに具体的な対応は行い、虐待する側と被虐待者を分離することが多いのですが、分離したことで解決として良いか悩むところであり、0件となっていますが、虐待として対応したケースには全てその時点で可能な解決策を講じているところです。

虐待対応の例としましては、介護者の介護疲れが原因で虐待をする場合には被虐待

者をデイサービスやショートステイなどの利用につなげ、介護者の介護疲れに対応するなど、ケアプランの見直しやサービス利用により、虐待の原因を減らしていく対応が一番多いのが現状です。地域包括支援センターが関わり虐待を認めた事例で、全く何の対策もしていない事例はありません。

委員： 虐待防止に関して、様々な対策をしていただいていることは理解していますが、毎年ハイペースで高齢者虐待に関する相談件数が増えているので心配しています。

事務局： 成年後見制度に関する公開質問書の件についてですが、本市で設置している成年後見制度利用支援事業は、市長申立てを行った方へ、報酬その他の支援を行う要綱となっています。今回の質問書は、本人やその親族が申し立てた場合にも利用支援できるようにという内容のものです。この件に関しましては、今回の質問書が出される以前から、高齢者や障がい者で後見制度利用対象の方々が増えている状況を踏まえて、今後どのように対応していくかということについて、検討を重ねているところです。できるだけ早いうちに一定の方向性を出せるよう努めていきたいと考えています。

委員： 利用者からの苦情の窓口の設置が方針に示されていますが、第三者による窓口を設置されるのですか。利用者が苦情を言いやすい体制になるのでしょうか。

事務局： 第三者による窓口は考えていませんが、どのような苦情でも地域包括支援センターで受け入れる体制はとれています。

委員： デイサービスに対する苦情がある人が居る場合、その人が直に利用している施設に苦情を言い難いという場合が多いので、そうした場合には、第三者が間に入って対応した方がスムーズに問題解決されるのではないかと思います。

事務局： 本市においても、第三者的にサービス利用者の悩みや苦情を聞く介護相談員が一定期間、各通所サービス事業所などに巡回し、利用者からの相談にあたっていただく事業は行っています。

委員： 地域包括支援センターに対する苦情を受ける第三者による窓口はないのですか。

事務局： 現在はありません。

委員： 相談や苦情を施設などが受ける場合、なかには高圧的な態度で苦情に対してまともな対応をしない場合があったりして、利用者が正直に苦情を言えない場合があります。

委員： 地域包括支援センターとして第三者による窓口を設けるということではなく、受託している各法人において検討していただくというのが良いと思います。

会長： 実際に地域包括支援センターを利用された方から地域包括支援センターに対する苦情があった場合には、当事者である地域包括支援センターが対応するのではなく、地域包括支援センターを受託している法人として対応するなど、一定の基準を設けておく必要があるようですが、いかがですか。

事務局： 介護施設等に対しては第三者による評価が位置づけられていますので、一定範囲の苦情に対しては、各法人において適切な対応はできるのではないかと考えますが、各法人の対応では解決が困難となる場合には、市が対応していくこととなると思います。今後は、苦情を集約できるような体制について検討していきたいと思います。

委員： 虐待の対応において介護者の負担軽減を行うため、介護者の集いなどに紹介するというお話がありましたが、介護者同士の交流で得たことを確認し、その振り返りを行

い、全体で確認し、共有していくことが大切だと思うのですが、振り返りはされていますか。

また、成年後見制度利用支援事業の他市町村の状況はどのような状況になっているのか、わかる範囲で教えていただけませんか。

事務局： 介護者の集いなどの後には、毎回、振り返りは行っていますが、全体をまとめて集約するような形では行っていませんので、ご意見を参考にして、今後に生かしていきたいと思います。

成年後見制度利用支援の状況についてですが、京都府内の各市町村に制度が設置されていますが、その内容は市町村によって違いがあります。利用支援の対象を本人又は親族の申し立てによる場合も対象としている市町村もございます。府内で半分くらいの市町村では対象の拡大がされているようです。

会 長： 他にご意見等ないようですので、事務局から次回の運営協議会の予定について、お願いします。

事務局： 例年、第1回目の運営協議会については、6月から7月ごろの開催としていますが、次年度は、地域包括支援センターが3か所となることから、現時点では未定であります。できるだけ早い時期に開催させていただき、次年度の各地域包括支援センターの事業計画を示させていただきたいと思います。

会 長： それでは、他にご意見がないようですので、本日の会議は終了とします。

7 閉会